

都議第1811号

産業廃棄物処理施設の敷地の位置

※八幡市

□ 案件概要

建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可をするにあたり、その敷地の位置について府都市計画審議会に付議するものである。

□ 理由

八幡市の工業専用地域内において、廃プラスチック類等の破砕を行う産業廃棄物処理施設の稼働時間を延長するに当たり、施設の処理能力が増加することから、建築基準法第 51 条ただし書の規定により許可をしようとするものである。

施設名称	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物 処理施設	八幡市上奈良日ノ尾 1他 20 筆、長池 45、 45-2	約 11,295 m ²	[処理施設の許可対象処理能力] 破砕施設 ・廃プラスチック類 95.01 t/日 ・木くず 250.80 t/日 ・がれき類 154.80 t/日 <参考> 処理対象品目 廃プラスチック類、木くず、がれき類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず

□ 位置図

